

周南市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例制定
について

周南市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

周南市コミュニティバスの運行に関する条例（平成29年周南市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 八代須々万線

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分	使用料（1乗車につき）	
	地区内	地区外
八代高水線	100円 (50円)	300円 (150円)
八代須々万線		
須金須々万線		
大道理須々万線		200円

中須須々万線		(100円)
長穂須々万線		

備考

- 1 地区内及び地区外の区分は、規則で定めるところによる。
- 2 1歳未満の者は、無料とする。
- 3 1歳以上小学生以下の者は、この表の括弧内の額とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市コミュニティバスの運行に関する条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
(運行路線等) 第3条 コミュニティバスの運行路線は、次のとおりとする。 (1) (略) (2)～(5) (略) 2 (略)			(運行路線等) 第3条 コミュニティバスの運行路線は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>八代須々万線</u> (3)～(6) (略) 2 (略)		
<u>別表第1 (第5条関係)</u>			<u>別表第1 (第5条関係)</u>		
区分	使用料 (1乗車につき)		区分	使用料 (1乗車につき)	
	地区内	地区外		地区内	地区外
八代高水線	100円 (50円)	300円 (150円)	八代高水線	100円 (50円)	300円 (150円)
須金須々万線			八代須々万線		
中須須々万線		200円 (100円)	須金須々万線		
大道理須々万線			大道理須々万線		
長穂須々万線			中須須々万線		
			長穂須々万線		
備考			備考		

- 1 八代高水線の地区内とは、八代地区内又は高水地区（周南市ゆめプラザ熊毛を含む。）内の利用を、地区外とは、八代地区と高水地区（周南市ゆめプラザ熊毛を含む。）間の利用をいう。
- 2 須金須々万線の地区内とは、須金地区内又は須々万地区内の利用を、地区外とは、須金地区と須々万地区間の利用をいう。
- 3 中須須々万線の地区内とは、中須地区内又は須々万地区内の利用を、地区外とは、中須地区と須々万地区間の利用をいう。
- 4 大道理須々万線の地区内とは、大道理地区内又は須々万地区内の利用を、地区外とは、大道理地区と須々万地区間の利用をいう。
- 5 長穂須々万線の地区内とは、長穂地区内又は須々万地区内の利用を、地区外とは、長穂地区と須々万地区間の利用をいう。
- 6 1歳未満の者は、無料とする。
- 7 1歳以上小学生以下の者は、この表の括弧内の額とする。

- 1 地区内及び地区外の区分は、規則で定めるところによる。
- 2 1歳未満の者は、無料とする。
- 3 1歳以上小学生以下の者は、この表の括弧内の額とする。